

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月9日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 株式会社広済堂ホールディングス

【英訳名】 KOSAIDO Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒澤 洋史

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館13階

【電話番号】 (03)3453-0550(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 常盤 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館13階

【電話番号】 (03)3453-0550(代表)

【事務連絡者氏名】 社長室次長 野口 泰伸

【縦覧に供する場所】 株式会社広済堂ホールディングス大阪営業所  
(大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル2階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)大阪営業所は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第1四半期 連結累計期間	第60期 第1四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	7,832	7,644	36,668
経常利益 (百万円)	463	818	4,185
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	356	646	4,042
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	342	799	4,035
純資産額 (百万円)	37,962	38,452	41,434
総資産額 (百万円)	68,498	69,753	71,134
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.49	22.78	141.68
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	12.30	21.21	135.26
自己資本比率 (%)	55.2	54.7	58.0

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

2023年6月30日現在では、当社グループは、当社、子会社22社により構成されることとなりました。

なお、当第1四半期連結会計期間よりセグメントを一部変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりです。

また、主要な関係会社における異動は次のとおりです。

##### 資産コンサルティングセグメント

2023年4月1日において、非連結子会社であった(株)広済堂ファイナンスを、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会経済活動の正常化とインバウンド需要等の回復が見られました。一方でロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源価格の高騰や、日米金融政策の相違を背景とした円安が続いており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは新たなビジネス機会を創出し、更なる飛躍を目指すべく、中期経営計画をバージョンアップし2023年5月12日に「中期経営計画3.0」を発表いたしました。

葬祭収益セグメントにおいては今後の成長戦略の1つである式場の増設計画を着実に遂行いたしました。情報セグメントでは市況感が大幅に変化し、新型コロナウイルス対策事業が今期大幅に減少したことにより減収となりました。また、各セグメントで事業環境の変化にあわせ成長の機会をさぐりつつ、人員の再配置や固定費の見直し・削減を行うなど、経営リソースを適切に配分したことにより、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、前年同期比で減収増益となりました。

その結果、連結売上高は76億44百万円(前年同四半期比2.4%減)、連結営業利益は7億46百万円(同59.8%増)、連結経常利益は8億18百万円(同76.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は6億46百万円(同81.5%増)となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「葬祭セグメント」を「葬祭公益セグメント」「葬祭収益セグメント」「資産コンサルティングセグメント」と区分の変更を行っております。また、調整額として全社費用に含めていたグループ会社の経営指導料を、報告セグメントの各グループ会社に営業費用として計上する方法に変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

#### ・葬祭公益セグメント

葬祭公益セグメントはエンディング関連事業の火葬場運営で構成されています。

火葬にかかる事業は公益性が高いことから、今期から利益成長を図る他事業セグメントとは区分して開示することといたしました。

火葬取り扱い件数については、前年同期比で東京都内23区内の死亡者数が減少したことにより、火葬取り扱い件数は減少しました。一方で、火葬の主な燃料であるガス・電気料金が高騰している昨今において、安定的な火葬場運営のため、昨年6月より通常の火葬料金とは別に燃料費特別付加火葬料を徴収しております。

その結果、売上高は12億7百万円(前年同四半期比5.1%増)、セグメント利益58百万円(同47.6%減)となりました。

#### ・葬祭収益セグメント

葬祭収益セグメントは、エンディング関連事業の式場提供などの斎場運営、葬儀サービスなどの事業で構成されています。

死亡者数が減少したことにより火葬取り扱い件数は減少したものの、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、前年同期比で参列者数および式場利用件数が増加しました。これに伴い斎場で提供する菓子飲料が前年同期比で回復し、加えて葬儀事業においては葬儀単価が向上しました。

その結果、売上高は17億96百万円(前年同四半期比43.0%増)、セグメント利益6億41百万円(同47.5%増)となりました。

#### ・資産コンサルティングセグメント

葬祭セグメント内にて、2023年2月より相続にまつわるコンサルティング事業を開始し、今期より相応規模の

事業として収益の目途が立ったことから独立して開示することといたしました。

現在、東京博善の斎場内にて広告を掲示しており、問い合わせ件数およびサービス利用件数は徐々に増加しております。また、不動産仲介および不動産転売案件の受注実績を獲得しております。

その結果、セグメント損失29百万円となりました。

#### ・情報セグメント

情報セグメントは情報ソリューション事業で構成されています。

BP0事業につきましては、新型コロナウイルス関連案件が大幅減少したことに伴い当社受注数も減少し、コロナ禍前の水準に戻りました。また、出版印刷では、依然として印刷の需要後退により新刊部数の減少、重版案件の減少が継続しています。他方、印刷領域では内製化率の向上を継続させるとともに、人員の再配置などによる人的リソースの最適化を進めコスト構造を改善しております。

以上の結果、セグメント売上高は31億60百万円(前年同四半期比17.7%減)、セグメント損失は1億55百万円(前年同四半期セグメント損失1億85百万円)となりました。

#### ・人材セグメント

人材セグメントは人材サービス事業で構成されています。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動が正常化したことに伴い、販売・サービス職を中心に求人ニーズが増加するも、求人媒体事業では紙媒体の訴求力面で顧客獲得に苦戦いたしました。一方で正社員採用のニーズも増加していることから、人材紹介事業は前年対比で堅調に推移しました。

その結果、セグメント売上高は14億80百万円(前年同四半期比6.8%減)、セグメント損失は23百万円(前年同四半期セグメント損失45百万円)となりました。

#### (資産)

当第1四半期連結累計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて13億81百万円減少しております。主な要因は、売掛金の減少等によるものであります。

#### (負債)

当第1四半期連結累計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて16億1百万円増加しております。主な要因は、借入金の増加等によるものであります。

#### (純資産)

当第1四半期連結累計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて29億82百万円減少しております。主な要因は、自己株式の取得等によるものであります。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

#### (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業における生産、受注及び販売の実績について重要な影響はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	95,130,000
計	95,130,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,547,769	28,554,369	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	28,547,769	28,554,369		

(注) 1. 提出日現在の発行済株式には、四半期報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数5,000株を、含めております。

2. 提出日現在の発行済株式のうち1,600株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭債権報酬(3百万円)を出資の目的とする現物出資により発行しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

###### 第3回新株予約権

決議年月日	2023年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 2 当社執行役員 4 当社従業員 6 当社子会社の取締役 6 当社子会社の執行役員 3
新株予約権の数(個)	12,125 (注)(1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,212,500 (注)(1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,475 (注)(2)
新株予約権の行使期間	2023年5月1日～2028年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,475 資本組入額 1,238 (注)(4)
新株予約権の行使の条件	(注)(3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)(5)

当第1四半期連結累計期間の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。

(注) (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、2,475円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値に当社の発行済株式総数を掛けた額(以下、「時価総額」という。)が一度でも1,000億円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額(ただし、上記(2)に準じて取締役会により適正に調整されるものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

なお、一部の付与者との間では、土地取得に関するGK-TKスキームを用いたプロジェクト達成を条件に追加しております。

(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実上大きな変更が生じた場合

(b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される)による。以下同じ。)の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。  
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。  
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、  
 上記(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(5)に従って決定される当該  
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。  
 新株予約権を行使することができる期間  
 行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記(4)に準じて決定する。  
 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
 その他新株予約権の行使の条件  
 上記(3)に準じて決定する。  
 新株予約権の取得事由及び条件  
 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、  
 又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承  
 認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来を  
 もって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	10,000	28,547,769	5	105	5	1,484

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,510,700	285,107	
単元未満株式	普通株式 21,169		
発行済株式総数	28,537,769		
総株主の議決権		285,107	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,300株(議決権の数43個)含まれております。

## 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社広済堂ホールディングス	東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階	5,900	-	5,900	0.02
計	-	5,900	-	5,900	0.02

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,699	10,386
受取手形及び売掛金	5,810	3,675
有価証券	-	4,000
商品及び製品	90	105
仕掛品	279	441
原材料及び貯蔵品	185	189
その他	3,016	7,441
貸倒引当金	82	79
流動資産合計	27,998	26,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	13,758	13,540
機械装置及び運搬具（純額）	4,012	3,934
土地	14,473	14,759
工具、器具及び備品（純額）	2,553	2,526
その他（純額）	1,009	1,447
有形固定資産合計	35,807	36,208
無形固定資産	886	830
投資その他の資産		
投資有価証券	3,002	3,185
その他	3,570	3,498
貸倒引当金	132	131
投資その他の資産合計	6,440	6,553
固定資産合計	43,134	43,591
繰延資産	1	0
資産合計	71,134	69,753

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,978	1,531
短期借入金	1,400	4,900
1年内返済予定の長期借入金	5,917	5,776
1年内償還予定の社債	90	90
未払法人税等	325	424
賞与引当金	387	136
役員賞与引当金	24	-
その他	2,320	2,690
流動負債合計	12,443	15,549
固定負債		
長期借入金	15,788	14,361
繰延税金負債	141	155
再評価に係る繰延税金負債	139	139
退職給付に係る負債	16	16
その他	1,170	1,078
固定負債合計	17,256	15,751
負債合計	29,699	31,301
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	105
資本剰余金	10,404	10,410
利益剰余金	30,561	30,822
自己株式	6	3,486
株主資本合計	41,060	37,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	678	811
土地再評価差額金	459	459
為替換算調整勘定	31	27
その他の包括利益累計額合計	187	324
新株予約権	11	84
非支配株主持分	175	191
純資産合計	41,434	38,452
負債純資産合計	71,134	69,753

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
売上高	7,832	7,644
売上原価	5,359	5,013
売上総利益	2,472	2,631
販売費及び一般管理費	2,005	1,884
営業利益	467	746
営業外収益		
受取利息	0	99
受取配当金	24	23
受取賃貸料	20	21
その他	45	23
営業外収益合計	90	168
営業外費用		
支払利息	70	61
その他	23	35
営業外費用合計	94	97
経常利益	463	818
特別損失		
固定資産除却損	2	0
訴訟事件等関連費用	14	-
その他	0	-
特別損失合計	17	0
税金等調整前四半期純利益	445	818
法人税等	117	156
四半期純利益	327	661
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	28	14
親会社株主に帰属する四半期純利益	356	646

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	327	661
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	132
為替換算調整勘定	17	5
その他の包括利益合計	14	138
四半期包括利益	342	799
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	365	783
非支配株主に係る四半期包括利益	23	16

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

2023年4月1日において、非連結子会社であった㈱広済堂ファイナンスを、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	475百万円	437百万円
のれんの償却額	31	23

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023/06/29 定時株主総会	普通株式	385	13.50	2023年3月31日	2023年6月30日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、普通株式1,610,000株を取得しました。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が3,479百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	葬祭 公益	葬祭 収益	資産コン サルティ ング	情報	人材	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,148	1,255	-	3,838	1,589	7,832	-	7,832
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	20	238	258	258	-
計	1,148	1,255	-	3,859	1,827	8,090	258	7,832
セグメント利益又は 損失( )	112	434	-	185	45	316	150	467

(注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間消去等 2,120百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用及び持株会社に係る損益2,271百万円が含まれております。全社費用及び持株会社に係る損益は、主に報告セグメントからの受取配当金と報告セグメントに帰属しない持株会社である当社において発生するグループ管理費用等の純額であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	葬祭 公益	葬祭 収益	資産コン サルティ ング	情報	人材	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,207	1,796	-	3,160	1,480	7,644	-	7,644
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	21	51	73	73	-
計	1,207	1,796	-	3,182	1,532	7,717	73	7,644
セグメント利益又は 損失( )	58	641	29	155	23	492	254	746

(注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間消去等 2,166百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用及び持株会社に係る損益2,420百万円が含まれております。全社費用及び持株会社に係る損益は、主に報告セグメントからの受取配当金と報告セグメントに帰属しない持株会社である当社において発生するグループ管理費用等の純額であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する情報

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社は、当社グループの業績区分の見直しに伴い、葬祭セグメントを、当第1四半期連結会計期間より「葬祭公益セグメント」「葬祭収益セグメント」「資産コンサルティングセグメント」に区分を変更しております。なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(報告セグメント利益又は損失の算定方法の変更)

当社は、当社グループの業績区分の見直しに伴い、業績の評価及び考え方を変更したため、当第1四半期会計期間より、調整額として全社費用に含めていたグループ会社の経営指導料を、報告セグメントの各グループ会社に営業費用として計上する方法に変更しております。なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間において、顧客との契約から生じる収益を分解した情報のうち、前第1四半期連結累計期間における「エンディング関連事業に係る財・サービス」を「葬祭公益に係る財・サービス」「葬祭収益に係る財・サービス」「資産コンサルティングに係る財・サービス」に分解しており、前第1四半期連結累計期間についても変更後の数値で記載しております。

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計
	葬祭公益	葬祭収益	資産コンサルティング	情報	人材	
葬祭公益に係る財・サービス	1,148	-	-	-	-	1,148
葬祭収益に係る財・サービス	-	1,255	-	-	-	1,255
資産コンサルティングに係る財・サービス	-	-	-	-	-	-
情報ソリューション事業に係る財・サービス	-	-	-	3,838	-	3,838
人材サービス事業に係る財・サービス	-	-	-	-	1,589	1,589
顧客との契約から生じる収益	1,148	1,255	-	3,838	1,589	7,832
外部顧客への売上高	1,148	1,255	-	3,838	1,589	7,832

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計
	葬祭公益	葬祭収益	資産コンサルティング	情報	人材	
葬祭公益に係る財・サービス	1,207	-	-	-	-	1,207
葬祭収益に係る財・サービス	-	1,796	-	-	-	1,796
資産コンサルティングに係る財・サービス	-	-	-	-	-	-
情報ソリューション事業に係る財・サービス	-	-	-	3,160	-	3,160
人材サービス事業に係る財・サービス	-	-	-	-	1,480	1,480
顧客との契約から生じる収益	1,207	1,796	-	3,160	1,480	7,644
外部顧客への売上高	1,207	1,796	-	3,160	1,480	7,644

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間において、セグメント区分を変更したことに伴い報告セグメントを変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	12.49円	22.78円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	356	646
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	356	646
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,529	28,394
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12.30	21.21
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	451	2,103
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

株式会社広済堂ホールディングス  
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 隆

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 倉谷 祐治

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社広済堂ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。